

## 税効果会計～法人税等が‘資産’になります～

### 1. 税効果会計の定義

「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」によると「税効果会計は、企業会計上の収益又は費用と課税所得計算上の益金又は損金の認識時点の相違等により、企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合において・・・法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続である」とあります。これだけで具体的に何をすることがイメージできる人はほとんどいないでしょうから、以下で「繰延税金資産」という税効果会計の考え方が良く表れている勘定科目にテーマを絞って、簡単な数値例を用いながら解説していきます。

### 2. 会計上の利益と税務上の所得の不一致

会計上の利益計算と、税務上の所得計算が基本的には一致しない点については良く知られています。典型的な例は減価償却費です。減価償却費について税務上の償却限度額を上回って会計上「費用」とした場合には、その部分については税務上「損金」とはなりません。例えば経理処理上は25の減価償却費を計上したとします。この場合、税務上の償却限度額が20であれば、それを上回る減価償却費5は損金とはなりませんから、税務上の所得が会計上の利益を5上回り、その分法人税等が増加します。経理処理した減価償却費をそのまま税務上也認めてしまうと、無制限に減価償却費を経理処理することによって、税額をどんどん減らすことができてしまいます。国税当局が減価償却費として税務上損金算入を認める金額に一定の制約を設けるのは当然のことでしょう。

### 3. 繰延税金資産の資産性

2の例で翌期以後に減価償却費として経理処理した金額が、その期の税務上の償却限度額を下回ったとします。この場合、法人税法では過去に損金にならなかった減価償却費を、その期の減価償却費がその期の償却限度額に満たない金額の範囲で損金に算入するルールになっています。つまり当期に損金にならなかった

減価償却費5は、翌期以降において損金となる可能性があるということです。そして翌期以降において損金になれば、その期の所得が5減少し、法人税等の額も減少します。法人税等が減少するという事は、会社財務にとってプラスの効果をもたらすということです。国税である法人税の税率に、地方税の影響も加味した税率は概ね40%程度ですから、損金が増加することによる法人税等の減少額は $5 \times 40\% = 2$ です。このプラスの税効果に資産性を見出して、損金とならなかった期（数値例だと償却超過となった期）に資産として計上されるものが「繰延税金資産」です。

### 4. 交際費が税効果会計の対象とならない理由

同じように損金とならない費用項目でも、例えば交際費については税効果会計の対象とはなりません。なぜならば交際費については当期に損金とならなかった金額は、減価償却費と異なり将来に損金となる可能性はゼロだからです。従って将来法人税等を減少させる可能性はありませんから、会社財務にプラスの効果をもたらすこともありません。従って税効果会計で繰延税金資産を認識する対象とはならないのです。

### 5. 業績が悪いと繰延税金資産を計上できない

また、減価償却費の償却限度超過額のように、将来に損金となりうるものであっても、繰延税金資産を計上できないケースがあります。将来にわたり会社の業績が悪いなどの理由で、当分の間所得がマイナスと見込まれるようなケースです。このような場合、そもそも支払う法人税等がありませんから、将来の損金が増加したとしても会社にとってプラスの効果（法人税等債務の減少）をもたらすことが見込めません。業績が悪化すると繰延税金資産が計上できなくなるという理由はここにあります。

数年前に、ある大手銀行の繰延税金資産の計上が認められなかったため、自己資本比率が低下し公的資金が投入されたことがあります。税効果会計に係る判断、繰延税金資産計上の可否はこのように企業の存続を左右するようなこともあります。